

新発田市空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における空き家を有効活用し、本市に定住する人の増加及び地域の活性化を図るために実施する空き家バンク事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築され、現に居住の用に供されていない建物及びその敷地（民間事業者による分譲等を目的とする建物及びその敷地を除く。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク事業 空き家台帳（第4条第2項に規定する空き家台帳をいう。同条第1項において同じ。）に登録された情報を公表し、及び利用登録者（第9条第1項に規定する利用登録者をいう。）に提供する事業をいう。

(適用上の注意)

第3条 空き家バンク事業は、空き家バンク事業以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家に関する情報を空き家台帳に登録しようとする所有者等は、新発田市空き家バンク登録申請書（別記第1号様式）により市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、必要な調査を行い、登録することが適当であると認めるときは、新発田市空き家バンク登録台帳（別

記第2号様式。以下「空き家台帳」という。)に登録するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により空き家台帳に登録したときは、新発田市空き家バンク登録通知書(別記第3号様式)により当該登録の申込みを行った所有者等に通知するものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第2項に規定する登録を受けた者(以下「空き家登録者」という。)は、空き家台帳に登録した事項(以下「空き家登録事項」という。)に変更があったときは、速やかに新発田市空き家バンク登録変更申請書(別記第4号様式)により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、速やかにその内容等を確認し、空き家登録事項を変更すべきものと認めるときは、当該空き家台帳を修正するとともに、新発田市空き家バンク登録変更通知書(別記第5号様式)により当該空き家登録者に通知するものとする。

(空き家台帳の登録の抹消)

第6条 市長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の登録を抹消するとともに、新発田市空き家バンク登録抹消通知書(別記第6号様式)によりその旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 新発田市空き家バンク登録抹消申請書(別記第7号様式)により空き家台帳の登録抹消の申し出があったとき。
- (2) 当該空き家に係る所有権又は売却を行う権利を失ったとき。
- (3) 空き家台帳に登録後、2年を経過したとき(登録の更新があったときを除く。)
- (4) 前各号に掲げるときのほか、市長が登録を抹消すべきと認めるとき。

(空き家情報の公表等)

第7条 市長は、空き家台帳に登録された情報のうち必要な情報を市のホームページへの掲載、市の広報紙への掲載等の方法により公表するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による公表のほか、必要に応じ、空き家登録者又は利

用登録者（第9条第1項に規定する利用登録者をいう。）に対し、空き家台帳又は利用者台帳（第8条第2項に規定する利用者台帳をいう。）に登録された有用な情報を提供することができる。

（利用者の登録）

第8条 空き家台帳に登録されている空き家情報の提供を受けようとする者は、新発田市空き家バンク利用者登録申請書（別記第8号様式）により市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、当該申込者が次の各号のいずれかに該当する者であるかを確認し、登録することが適当であると認めるときは、当該申込者に関する情報を新発田市空き家情報利用者台帳（別記第9号様式。以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

(1) 空き家に定住する意思を有する者

(2) 空き家に定期的に滞在し、地域の活性化に寄与しようという意思を有する者

(3) その他市長が適当であると認める者

3 市長は、前項の規定により利用者台帳に登録したときは、新発田市空き家バンク利用者登録通知書（別記第10号様式）により当該申込者に通知するものとする。

（利用登録者に係る登録事項の変更の届出）

第9条 前条第2項に規定する登録を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、利用者台帳に登録した事項（以下「利用者登録事項」という。）に変更があったときは、速やかに新発田市空き家バンク利用者登録変更申請書（別記第11号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその内容等を確認し、利用者登録事項を変更すべきものと認めるときは、利用者台帳を修正するとともに、新発田市空き家バンク利用者登録変更通知書（別記第12号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。

(利用者台帳の登録の抹消)

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を抹消するとともに、新発田市空き家バンク利用者登録抹消通知書（別記第13号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 新発田市空き家バンク利用者登録抹消申請書（別記第14号様式）により利用者台帳の登録抹消の申出があったとき。
- (2) 第8条第2項各号の規定に該当しない者となったとき。
- (3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると市長が認めたとき。
- (4) 利用者登録申込みの内容に虚偽があったとき。
- (5) 利用者台帳に登録後、2年を経過したとき（登録の更新があったときを除く。）。
- (6) 前各号に掲げるときのほか、市長が登録を抹消すべきと認めたとき。

(空き家登録者と利用登録者との交渉等)

第11条 市長は、空き家登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸等の契約については、これに関与しない。

2 交渉及び契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 空き家登録者及び利用登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家台帳バンク事業から知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 0 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。